平成２６年（フ）第３４号
群馬県藤岡市藤岡987番地７　ヴィラＫＵＲＯＳＡＷＡ107号室
債務者　吉橋　実花
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２６年（フ）第８０号
さいたま市浦和区大東１丁目20番43号　アーバンコート204号
債務者　入澤　一樹
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１７３号
埼玉県川口市芝４丁目８番８号　鈴木ハイツ202号
債務者　水野　裕子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１７７号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代１丁目２番21号
債務者　松橋　大介
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第１９２号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目41番35号　コートヴィレッジ鈴木Ｂ102
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第２０９号
埼玉県加須市大門町８番35号　ガーデンハウス201号室、旧住所埼玉県行田市門井町３丁目９番地４
債務者　佐々木元和
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第２３６号
埼玉県上尾市本町５丁目６番２号　クレフラスト上尾101
債務者　永倉　久夫
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２６年（フ）第２２号
大阪府貝塚市麻生中423番地１パレ・プルミエール403号、前住所大阪府貝塚市脇浜１丁目８番８―10号
債務者　西村　隆志
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第２３号
大阪府貝塚市麻生中423番地１パレ・プルミエール403号、前住所大阪府貝塚市脇浜１丁目８番８―10号
債務者　西村　則子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第８５号
大阪府岸和田市磯上町６丁目10番14号―102号
債務者　新井健太こと　ＰＡＲＫ　ＫＵＮＴＡＥ　朴　　健太
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第１０１号
大阪府和泉市三林町1286番地、前住所岡山市東区西大寺松崎173番地２サンビレッジ芥子山Ａ―202
債務者　花本　正幸
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第１１１号
大阪府和泉市伏屋町５丁目８番17―508号
債務者　中野　博二
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第１１５号
大阪府岸和田市田治米町59番地の４レオパレスコスモス207号
債務者　永田　純一
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２６年（フ）第１０４３号
大阪府豊中市蛍池南町２丁目３番18―202号
債務者　加藤　　慶
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第１９号
栃木県佐野市高萩町1231番地２　エルアールＢ101
債務者　阿部　保夫
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２６年（フ）第３３３号
横浜市旭区中希望が丘21番地14　エミネンストーアⅠ―209号
債務者　井上　慶太
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部